

## 【イギリス】 2010 年憲法改革及び統治法の制定

海外立法情報調査室・河島 太郎

\* 緑書『英国の統治』の提案に沿って 2009 年 7 月 20 日に提出された憲法改革及び統治法案は、2009 年議会倫理基準法の一部を改正する等の修正を経て、解散前会期末の議事一掃期間中の 2010 年 4 月 8 日、政権交代の帰趨が話題となる陰であまり報道されることもなく成立した。

### 背景

イギリスでは、前世紀末の労働党政権の時代から憲法改革が進められてきた。特に、ブラウン政権は、2007 年に緑書『英国の統治』を公表して包括的で根本的な憲法改革に着手したが、それは行政府の説明責任及び立法府の権限の強化等を柱としていた。

他方、2009 年 5 月頃から議員経費の不正請求が多数発覚して 2009 年議会倫理基準法が制定され、憲法改革上も政治倫理制度や、議員の地位・処遇が課題となった。

### 法律の概要

2010 年憲法改革及び統治法（2010 年法律第 25 号。以下「法」）は、公務員制度、条約の批准、議会倫理基準等、両院議員の課税上の地位、議会に対する政府財政報告、公文書等の公開及び下院議員選挙の開票等について定めている。

#### 第 1 章 公務員制度

1854 年に公務員制度の基本を法律事項とすることが最初に勧告されたが、その後も国王大権の下に大臣の助言のみによって公務員制度が定められてきた。今回、改めて、公務員の選任及び公務員職務規範違反に関する不服の審査を所掌する人事委員会の設置（第 2 条）、公務員担当大臣の公務員制度の管理権（第 3 条）、公務員職務規範上の公務遂行に関する廉潔性、誠実性、客観性、公平性の 4 原則（第 7 条）、公正かつ公開の競争に基づく成績による公務員の選任等を法定した。また、政治任用の特別顧問に関する特則も定められた（第 8 条・第 10 条第(3)項等）。

#### 第 2 章 条約の批准

批准等により発効する条約は批准の 21 日以上前に政府の議会提出文書として議会両院に提示する必要があるとするポンソンビー・ルールと呼ばれる慣習について、改めて法定した。ただし、従来は、両院のいずれが条約の批准に反対しても何ら法的な効力はなかったが、下院の決議に反して政府が条約を批准することは、法により違法とされることになった。なお、上院の決議に拘束力がない点及び当該条約の実施に関し必要な事項を議会制定法で定める点には、特に変更がない。

#### 第 3 章 議会倫理基準等

2009 年議会倫理基準法の一部を改正し、次の事項等が規定された。強力な権限を有していた議会調査コミッショナーを一度も任命しないまま廃止して独立議会倫理基準

委員会（以下「IPSA」）の任命する新設の法令遵守担当職員に代えること（第 26 条）、IPSA を所轄の下に置く下院議長委員会に非議員の委員を加えること（附則第 3）、下院が懲罰として IPSA の支払う議員歳費及び手当を留保・減額しうること（第 29 条・第 30 条）、IPSA による議員経費請求の却下に関する法令遵守担当職員の不服審査（第 31 条）、法令遵守担当職員の決定に関する不服の第一審審判所への提訴権（同条・附則第 4）、下院議員の利害関係行為規範に関する IPSA の権限の廃止（第 32 条）、議員経費の過払いに関する法令遵守担当職員の調査・執行権限（附則第 4）。

#### 第 4 章 議員の課税上の地位

法により、両院議員は、所得税、資本利得税及び相続税についてイギリス国内の住民とみなされ、国外の所得、利得及び資産について実情にかかわらず国内納税義務を負うことになった。この規定は、下院議員には 2010 年の新議会の就任宣誓から、一部の例外を除く上院議員には 3 か月の移行期間を経て適用される。移行期間にその規定の適用拒否を通知して失職を選択した上院議員は、以後 3 年間下院議員の資格も失う。

#### 第 5 章 議会に対する政府財政報告の透明性

イギリスの政府支出の統制に関する制度には財務省の予算統制、議会に提出される議定費、各会計年度末に各省が作成する資源会計等があり、政府の財政文書は制度間の齟齬により、理解が困難なものとなっている。議会に対する政府財政報告の簡素化の一環として、法は、2000 年政府資源会計法の一部を改正して、財務省が各省に議定費の作成方法を指示する権限を規定し、あわせて財務省の指定に係る各省所管の非省庁型行政機関その他の中央政府機関の支出を議定費に記載する条項を追加した。

#### 第 6 章 公記録法及び情報自由法の改正

公文書等の作成の翌年から 30 年を経過した時に国立公文書館に移管して公開するものとする 30 年ルールについて、法は、1958 年公記録法及び 2000 年情報自由法の各一部を改正し、これを 20 年ルールに変更した。ただし、王族及び王室の通信に関する情報については、開示を抑制する方向で 2000 年情報自由法の一部が改正された。

#### 第 7 章 雑則及び補則

下院議員選挙の開票の迅速化を図るため、1983 年国民代表法の一部を改正し、投票終了後できるだけ 4 時間以内に開票を開始することとした（第 48 条）。

### 憲法改革の今後

2010 年 5 月総選挙による政権交代後も、自民党のクレグ副首相を推進役として、政府は議会任期固定化法案や議会投票制度及び選挙区法案を提出している。イギリスの憲法改革は、当面、引き続き重要な立法課題となる模様である。

参考文献（インターネット情報は 2010 年 9 月 17 日現在である。）

・Constitutional Reform and Governance Act 2010, Explanatory Notes.

<[http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/25/pdfs/ukpgaen\\_20100025\\_en.pdf](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/25/pdfs/ukpgaen_20100025_en.pdf)>

・齋藤憲司「英国における政治倫理」『レファレンス』平成 22 年 3 月号 pp. 5-27.